

吉賀町緊急信用保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する吉賀町緊急信用保証料補給金（以下「補給金」という。）については、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補給金交付の目的等)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増し、事業資金の円滑な調達に支障を来していることから、町内中小企業の経営を支援することを目的とする。

(補給金の交付の対象等)

第3条 補給金の交付の対象、補給対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象	補給対象経費	交付の率	交付の限度額
町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者で次の要件を満たす者。 島根県中小企業制度融資に係る経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、創業者支援資金、セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）、経営改善サポート資金（以下「指定制度融資」という。）の借入れを行った者。ただし、島根県信用保証協会の保証承諾を受けた者に限る。	借入期間5年以上の指定制度融資に関して島根県信用保証協会へ支払った信用保証料。ただし、一括支払分又は分割支払の初回分に限る。	補給対象経費の2分の1とし、1,000円未満は切り捨てる。	1会計年度につき1業者あたり200,000円

(補給金の交付申請)

第4条 補給金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、吉賀町緊急信用保証料補給金交付申請書（様式第1号）とする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第5条 補助事業者は、規則第9条の規定により町長の承認を受けようとするときは、吉賀町緊急信用保証料補給金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

らない。

(補給金の支払)

第6条 補助事業者は、補給金の支払を受けようとするときは、(町長が別に定める日までに)吉賀町緊急信用保証料補給金概算(精算)払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補給金の交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補給金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付の全部又は一部を取消し、既に交付された補給金があるときは、速やかにその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段によって補給金を受けたとき。

(2) その他補給金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

(補給金の返還)

第8条 補助事業者は、指定制度融資を繰上償還等により期限前に弁済し、補給金に係る信用保証料の返還を受けた場合は、吉賀町緊急信用保証料補給金返還報告書(様式第4号)により、速やかに町長へ報告しなければならない。

2 補給金に係る返還は、当初保証料補給金額から返還後再計算した保証料補給額を差し引いた額とする。

3 前2項の規定は、返還を受けてもなお保証料の額が40万円を超える場合には適用しない。

(補給金の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。